　年　　月　　日

様式第４号（第１１条関係）

　　　　　　　様

　　 出　雲　市　長

出雲市地域生活支援事業給付費支給却下決定通知書

　あなたから申請のありました出雲市地域生活支援事業給付費（コミュニケーション支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴事業）について、審査の結果、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

|  |
| --- |
| 却下の理由 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。